平成２７年（フ）第２号
和歌山市福島566番地の６
債務者　川津　静子
１　決定年月日時　平成27年４月16日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年６月11日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第１１号
和歌山市園部1172番地　リバージュ貴Ａ棟103
債務者　大藪　静枝
１　決定年月日時　平成27年４月16日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年６月11日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第２１号
和歌山県紀の川市竹房780―555、住民票上の住所大阪府阪南市鳥取中595番地の５
債務者　山浦　謙司
１　決定年月日時　平成27年４月16日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年６月11日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第２２号
和歌山県橋本市高野口町応其306番地
債務者　幾原　直樹
１　決定年月日時　平成27年４月16日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年６月11日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第２３号
和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅1696番地18
債務者　前田　和誠
１　決定年月日時　平成27年４月16日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年６月11日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第２５号
和歌山市善明寺642番地の３　鳴滝団地九―203
債務者　水原　　尚
１　決定年月日時　平成27年４月16日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年６月11日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第２６号
和歌山市善明寺642番地の３　鳴滝団地九―203
債務者　森定　美和
１　決定年月日時　平成27年４月16日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年６月11日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第３１号
和歌山県橋本市高野口町小田15番地　太閤マンション102号室
債務者　尾上　信男
１　決定年月日時　平成27年４月16日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年６月11日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第４０号
和歌山県岩出市西国分61番地の23
債務者　宮本　裕也
１　決定年月日時　平成27年４月16日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年６月11日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第４１号
和歌山県伊都郡かつらぎ町大字笠田中130番地
債務者　中谷　友香
１　決定年月日時　平成27年４月16日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年６月11日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第４２号
和歌山県橋本市高野口町小田160番地
債務者　井上　弘子
１　決定年月日時　平成27年４月16日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年６月11日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第３号
岡山県津山市院庄803番地１　市営住宅110号
債務者　谷口　陽子（旧姓森）
１　決定年月日時　平成27年４月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年６月11日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２７年（フ）第７１号
沖縄県那覇市小禄１丁目30番33号　アメニティーハイツ102
債務者　名幸　政子
１　決定年月日時　平成27年４月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年６月11日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第８３号
沖縄県那覇市曙２丁目11番６号　伊波アパート201
債務者　大城さやか
１　決定年月日時　平成27年４月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年６月11日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第４０９号
横浜市鶴見区鶴見２丁目３番45―735号
債務者　石川　勇治
１　決定年月日時　平成27年４月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年６月９日まで
５　免責審尋期日　平成27年６月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第４７４号
横浜市南区堀ノ内町２丁目179番地　レオパレス横浜堀ノ内108
債務者　石田　　統
１　決定年月日時　平成27年４月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年６月９日まで
５　免責審尋期日　平成27年６月10日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第４２号
北海道旭川市忠和２条６丁目１番11―51号　市住1151
債務者　川村　哲也
１　決定年月日時　平成27年４月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年６月10日まで
５　免責審尋期日　平成27年６月18日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部